

規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十九号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二〇」を「二一」に改め、同表二の項中「六」を「七」に改め、

同表三の項中「二一」を「二二」に改め、同表五の項中

「一四」を「一」

「五」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六」を「五」に改め、同表の二の項中「一一」を「一〇」

に改め、同表の三の項中「九」を「八」に改め、同表の四の項中

「八」を「七」

「七」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。